特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和7年3月25日

[令和6年10月 様式2]

関連情報 Ι

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 住民基本台帳ネットワークに関する事務 住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及 び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 奈良県(以下「県」という。)は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳の ネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する 制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を 増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであ り、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理 の基礎となるものである。 県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公 共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③県知事から本人確認情報に係る県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人 ②事務の概要 確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の昭会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)、都道府県におけ る附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」に おいて、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、 住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附 票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本 人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ 以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機 構への涌知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの 附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 5機構への附票本人確認情報の照会口 ①住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民 基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているた ③システムの名称

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

②団体内統合宛名システム

(3)符号取得要求ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)

め、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	-						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	知事公室市町村振興課						
②所属長の役職名	市町村振興課長						
6. 他の評価実施機関							
_							
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求						
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	・知事公室市町村振興課 〒630-8501 奈良市登大路 TEL:0742-27-8422 FAX:0742-23-8439 ・総務部デジタル戦略課 〒630-8501 奈良市登大路 TEL:0742-27-8446 FAX:0742-23-4196						
9. 規則第9条第2項の適	用 用	[]適用した					
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年	F2月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年	F2月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[]委	託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。)	[]提	供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[O]接	続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]	<選択肢> (選択肢>1) 特に力を入れ2) 十分である3) 課題が残され				

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人 [[]	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	操作者を対象に研修を実施 行っている。 ・マイナンバー利用事務にお	し、業務目的外利用の禁 けるマイナンバー登録事 、申請者からマイナンバ	の留意事項を記載したレジュメを作成し、毎年全 企、違反行為に対する措置等について説明を 孫に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネッ 一を得られない場合にのみ行う住基ネット照会 山としている。
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[0]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら れる対策	3) 権限のない者によっ4) 委託先における不正5) 不正な提供・移転が6) 情報提供ネットワーク	、事務に必要のない情報 て不正に使用されるリス な使用等のリスクへの対策 行われるリスクへの対策 アシステムを通じて目的タ アシステムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	付策 (委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) 小の入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策 の対策
当該対策は十分か【再掲】	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)(以下「整備法」という。) 附則第3号施行日時点)、第7条(住民票の記載事項)・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の(市間村長から都道府県知事へ本人確認情報の通知等)・第30条の8(本人確認情報の通知等)・第30条の8(本人確認情報の過知)・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の11(都道府県の条例による本人確認情報の提供)・第30条の15(本人確認情報の利用)・第30条の15(本人確認情報の利用)・第30条の15(本人確認情報の利用)・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)・第30条の35(自己の本人確認情報の別示)・第30条の35(自己の本人確認情報の別示)・第30条の35(自己の本人確認情報の別示)・第30条の35(自己の本人確認情報の別示)・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の通知り) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用)	事後	・番号整備法(平成25年法律 第28号)施行に伴う変更 ・システムの機能「本人確認 情報整合」の根拠として、第 14条を追加
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問い合せ	・地域振興部市町村振興課 〒630-8501 奈 良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8422 FAX:0742-23-8439 ・総務部情報システム課 〒630-8501 奈 良市登大路町30番地 TEL:0742-27-2052 FAX:0742-23-4196	・知事公室市町村振興課 〒630-8501 奈良 市登大路町30番地 TEL:0742-27-8422 FAX:0742-23-8439 ・総務部ICT推進課 〒630-8501 奈良市 登大路町30番地 TEL:0742-27-2052 FAX:0742-23-4196	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問い合せ	·知事公室市町村振興課 〒630-8501 奈良 市登大路町30番地 TEL:0742-27-8422 FAX:0742-23-8439 -総務部ICT推進課 〒630-8501 奈良市 登大路町30番地 TEL:0742-27-7004 FAX:0742-23-4196	・知事公室市町村振興課 〒630-8501 奈良 市登大路町30番地 TEL:0742-27-8422 FAX:0742-23-8439 ・総務部デジタル戦略課 〒630-8501 奈良市 登大路町30番地 TEL:0742-27-7003 FAX:0742-23-4196	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	〒和4年2月1日 	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和5年12月27日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基 礎項目評価書	事前	重要な変更となるため事前に 報告
令和5年12月27日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	奈良県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	奈良県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	重要な変更となるため事前に 報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	重要な変更となるため事前に 報告
令和5年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	を増進するとともに行政の合理化を図るため、 住民の住所に関する記録を正確かつ統一的に 行うものであり、市町村において、住民の居住 関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民 に関する事務の処理の基礎となるものである。 県では、住基法の規定に基づき、特定個人情 報(都道府県知事保存本人確認情報)を以下 の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの 管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の 通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及 び 地方公共団体情報システム機構(以下「機 構」という。)への通知 ③県知事から本人確認情報に係る県の他の 執行機関への提供または他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確	事務 奈良県(以下「県」という。)は、住民基本台帳 法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基 本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本 人確認システム(住基ネット)を市町村と共同し	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和5年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。 ②団体内統合宛名システム	(1)住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示 す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」 は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成 要素のうち、都道府県サーバにおいて管理が なされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分 について記載する。 (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示 す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のう ち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの 内の附票都道府県サーバ部分について記載 する。 (3)団体内統合宛名システム	事前	重要な変更となるため事前に 報告
令和5年12月27日	I 関連情報 2. 特定個人 情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル、符 号取得要求ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル (3)符号取得要求ファイル	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和5年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の14、確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の語りに関する機構の通報) ・第30条の11(温知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の13(本) ・第30条の13(都道府県知事保存で第30条の32(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の32(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の32(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項第二一ドに限る。)の利用)	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問い合せ関する問合わせ 連絡先	・知事公室市町村振興課 〒630-8501 奈良 市登大路町30番地 TEL:0742-27-8422 FAX:0742-23-8439 ・総務部デジタル戦略課 〒630-8501 奈良 市登大路町30番地 TEL:0742-27-7003 FAX:0742-23-4196	・知事公室市町村振興課 〒630-8501 奈良 市登大路町30番地 TEL:0742-27-8422 FAX:0742-23-8439 ・総務部デジタル戦略課 〒630-8501 奈良 市登大路町30番地 TEL:0742-27-8446 FAX:0742-23-4196	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和5年12月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和5年12月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和5年12月27日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和5年12月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和5年12月27日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和7年3月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日	令和7年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和7年3月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日	令和7年2月1日	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告
令和7年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	2)十分である ・住民基本台帳ネットワークシステム利用にあたっての留意事項を記載したレジュメを作成し、毎年全操作者を対象に研修を実施し、業務目的外利用の禁止、違反行為に対する措置等について説明を行っている。・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会をの事務を行っており、申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	-	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正